南庄内合併協議会規約

（協議会の設置）

第１条　鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び温海町（以下「構成市町村」という。）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号。以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第２条　協議会の名称は、南庄内合併協議会とする。

（協議会の担任する事務）

第３条　協議会は、次に掲げる事務を行う。

(1)　構成市町村の合併に関する協議

(2)　法第５条の規定に基づく新市建設計画の作成

(3)　前２号に掲げるもののほか、構成市町村の合併に関し必要な事項

（協議会の事務所）

第４条　協議会の事務所は、鶴岡市に置く。

（組織）

第５条　協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第６条　会長及び副会長は、構成市町村の長が協議して、次条第１項各号に規定する委員となるべき者の中から、これを選任する。

２　会長は、非常勤とする。

（委員）

第７条　委員は、次の者（前条第１項の規定により会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

(1)　構成市町村の長

(2)　構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が次に掲げる区分によりそれぞれ推薦した議員

ア　鶴岡市　２名

イ　鶴岡市を除く構成市町村　各１名

(3)　鶴岡市助役

(4)　構成市町村の長が次に掲げる区分によりそれぞれ推薦した識見を有する者

ア　鶴岡市　３名

イ　鶴岡市を除く構成市町村　各２名

２　委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長の職務）

第８条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した者を代理とする。

（会議）

第９条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第１０条　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

２　会長は、会議の議長となる。

３　会長は、必要に応じて構成市町村の関係職員等を会議に出席させることができる。

４　会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

（小委員会）

第１１条　協議会は担任する事務の一部について調査又は審議を行うため、小委員会を置くことができる。

２　小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（事務局）

第１２条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第１３条　協議会に要する経費は、構成市町村が協議して負担するものとする。

（監査）

第１４条　協議会の出納は、構成市町村の監査委員の中から構成市町村の長が協議して定めた者２名に委嘱して監査する。この場合において監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第１５条　協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長

が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第１６条　会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

２　前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第１７条　協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第１８条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成１６年１１月９日から施行する。